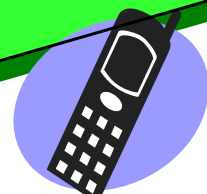


子どもの**安全**のために

フィルタリング をかけましょう



携帯電話のインターネットは**危険**ともつながっている

携帯電話は、「ネット端末」です。利用の方法によっては、被害者にも加害者にもなります。最低限の防衛手段として「**フィルタリング**」は必要です。

フィルタリングとは・・・

子どもに見せたくない有害サイト（「**出会い系**」「**アダルト**」「**自殺**」「**暴力**」「**ギャンブル**」**サイト**など）が見られないようにするサービスです。

名称は、携帯電話会社によって異なりますが、原則無料で提供され、手続きも簡単です。

現在お子様が使用している携帯電話について至急確認し、**フィルタリング**がかかっていない場合は必ず設定しましょう。設定の手続きは、携帯電話会社に問い合わせてください。

【神奈川県青少年保護育成条例】で義務化（平成23. 4. 1～）

18歳未満の子どもが使用する携帯電話の**フィルタリング**は原則として解除できません。解除するには、保護者による書面の提出が必要になります。

ホワイトリスト方式

● 子どもにとって健全と思われるサイトをリスト化し、それ以外は見られないようにする

docomo「キッズiモードフィルター」、au「EZ安心アクセスサービス接続先限定コース」、SoftBank「Yahoo!きっず」

- ・(メリット) ～違法・有害サイトを見られなくする率が高い
- ・(デメリット) ～有益なサイトが見られないことがある

☆ただし、**万能ではないため使い方に注意が必要!**

ブラックリスト方式

● 違法・有害サイトをリスト化し見られないようにする

docomo「iモードフィルタ」、au「EZ安心アクセスサービス特定カテゴリ制限コース」、SoftBank「ウェブ利用制限」

- ・(メリット) ～ホワイトリスト方式に比べより多くのサイトが見れる
- ・(デメリット) ～リストにない有害なサイトが見られることがある

☆**危険が潜むグレーゾーンのサイトが見れることがあるため注意!**

その他

● 利用者がサイトやカテゴリ、利用時間等により見られるかどうかを変更する
(携帯電話会社によって機能が異なる。)

docomo「アクセス制限カスタマイズ」「Web制限」「時間制限」、au「カスタマイズコース」

神奈川県警察

保護者として、しなければならないことは・・・

親子でルールづくりをしましょう！

- <例>
- 自宅内では居間で使う
 - 食事中や懇談中、深夜には使用しない
 - 一定金額以上は使わない
 - 学校での使用は、学校のルールに従う
 - 他人を傷つけるような使い方をしない
 - 知らない人からのメールが来たら、親に報告する
 - ルール違反や携帯電話の使用により生活上の支障が生じた場合は、携帯電話の利用を停止する
- ※ 警察庁「バーチャル社会の弊害から子どもを守る研究会最終報告書」より



保護者が見守り、指導しましょう！

日頃から、使い方や利用料金、利用プラン、利用明細などをチェックしたり、それを話題にしたり、生活習慣の乱れや依存を防ぎましょう。



また、子どもの利用しているサイトを知り、見守り、困ったときには相談に乗れる親子関係を作りましょう。

子どもにインターネットを使わせるならば、子どもを信じるだけでは不十分です。最近では、ゲームサイトやプロフィールサイトを利用して、犯罪被害にあうケースも増えており、**フィルタリング**は万能ではありません。

正しくインターネットを利用するために、子どもの「3つの力」を育てましょう！

「3つの力」

- **判断力** (情報の正しさや危険性を見極め、やっていいか判断できる)
- **責任力** (自己責任で利用する)
- **自制力** (誘惑に負けない)

インターネットの利用について、子どもの持っている能力（「3つの力」）を見極め、子どもの成長段階に応じた**フィルタリング**の設定をしていきましょう。

保護者による継続的な関心と注意が子どもを守ります！

携帯型のゲーム機でインターネットに接続ができます！

自宅のほか、ファーストフード店や大型家電販売店等の「公衆無線LAN」を利用できる場所がありますので、使い方には十分注意しましょう。